

荒尾市立図書館
資料収集方針について

平成28年1月

荒尾市立図書館 指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

荒尾市立図書館資料収集方針

(趣旨)

この方針は、荒尾市立図書館の資料の収集、選定について基本的な方針を示し、荒尾市の市立図書館全体として、より充実した蔵書を構築することを目的としたものである。

(基本方針)

図書館は、資料・情報の提供を通じて市民のあらゆる知的ニーズに応える機関である。

荒尾市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として「図書館の自由に関する宣言」(社団法人 日本図書館協会 1979年改訂)を尊重し、図書館として用意できるすべての資料や情報を提供するよう努める。

資料の収集は、基本方針に基づき、全体の蔵書構成を考慮しつつ、市民の資料要求に応えるとともに、その要求に役立つ資料を、次の原則に基づき選択し収集するものとする。なお、市立図書館で収集した資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持するものではないことを明記する。

- (1) 市民の知る自由を保障する機関として、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるものや、公共の場にふさわしくないものは除く。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって資料の選定をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (5) 主に専門家や研究者が利用するような、高度な研究書、学術書は収集しない。

所蔵していない資料で市民の資料要求があるものについては、購入を検討するとともに、蔵書構成等から購入しないとした場合には、国立国会図書館、熊本県立図書館や他市町村の図書館等との協力や連携により、可能な限り提供できるよう努めるものとする。

(資料の種類)

収集する資料の種類は次の通りとし、施設の規模、地域性及び機能に応じた資料を収集する。詳細は、選定基準による。

- (1) 図書（一般書・参考図書・児童図書）
- (2) 郷土資料・行政資料
- (3) 外国語資料
- (4) 漫画
- (5) 高齢者・障がい者用資料（大活字本・点字資料・録音図書等）
- (6) 逐次刊行物（新聞・雑誌・パンフレット等）
- (7) 視聴覚資料（DVD・CD等）
- (8) その他

収集する資料は、国内で刊行された資料を中心とし、全分野にわたり幅広く収集する。ただし、洋書については必要に応じて収集する。

(資料収集の方法)

資料の収集は、購入及び寄贈、複製等による。

(資料選定の組織)

資料の収集に当たっては、この方針に基づき、現物資料及び出版情報等により図書館員で構成する選書会議或いはそれに類似する業務を経て選択し、館長並びに教育委員会が承認する。

(寄贈資料の収集)

寄贈資料の取り扱いについては、この方針に基づき所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測などを考慮して決定する。

(資料収集方針等の公開)

荒尾市立図書館は、資料収集方針について、広く市民の理解、協力及び支持を得るため、資料収集方針及び選定基準等の基本方針を公開するものとする。

